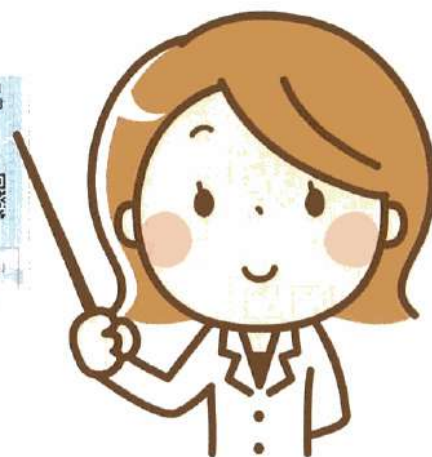


## 重要なお知らせです



# 当院はマイナンバーカードの 取り扱いをしていません

## これまで通り

# 保険証を持参してください

- 「マイナンバーカードがなければ医療機関を受診できない」、「将来、保険証がなくなる」ということはありません。これからも保険証で受診できます。
- マイナンバーカードの作成・所持は、義務ではなく“任意”です。

**重要**

当院にマイナンバーカードのみ持参した場合（保険証を持参しなかった場合）、保険資格情報を確認することができないため、原則として保険証を忘れた時と同じ対応※をとらせていただくこととなります。

※ 治療費の全額(10割分)をお支払いいただき、後日、保険証をお持ちいただく等により保険資格情報を確認した上で、自己負担割合分を差し引いた額をご返金する方法

参照元：事務連絡 令和3年10月15日 厚生労働省保険局医療介護連携政策課

「オンライン資格確認」本格運用開始について」→別添1「イレギュラーなケースへの対応の整理について」